

処 分 基 準

平成19年12月10日作成

法 令 名：遺失物法
根 拠 条 項：第26条第2項
処 分 の 概 要：特例施設占有者に対する指示
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 遺失物法26条第2項（指示）
処 分 基 準： 別紙のとおり
問 合 せ 先：佐賀県警察本部警務部会計課監査係 （電話：0952-24-1111 内線2224. 2225）
備 考：令和3年2月1日改訂